

東京経営短期大学 公的研究費不正防止計画

平成28年 4月 1日策定

東京経営短期大学は、「公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針」に基づき、適正かつ公正・明瞭な研究費の管理・監査を行うため、公的研究費の不正防止計画を以下のとおり策定する。

1. 公的研究費の不正防止に係る管理責任体制の整備

「東京経営短期大学公的研究費の適正管理・監督に関する基本方針」に基づき、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者、各部局の長をコンプライアンス推進責任者として、本学の公的研究費の運営・管理についての管理体制を整備する。

2. 不正防止に係る取組み

(1) 物品購入に係るルールの明確化

- ①本学に納品される物品等の検収は、学務企画部が行う。
- ②物品検収の手続きについては、学内関係者及び納入業者に周知徹底する。

(2) 旅費の事実確認

出張者は出張報告書を提出し、出張の証明となる資料を添付することとする。

(3) 謝金の事実確認

- ①業務従事者本人が業務終了後に所定の出勤簿に記入（従事内容の詳細な報告）・押印し、指定された期日に総務部に提出する。
- ②総務部は、勤務状況等の事実確認を不定期に実施する。

(4) 研究費執行状況の把握

総務部は、定期的に研究費執行状況を確認し、適正かつ円滑な執行を促進する。

(5) 使用ルール等に関する相談窓口

本学における公的研究費の事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口は、総務部総務課とする。

(6) 内部監査体制

公的研究費に係る事務の適正な執行を図るため、監査部は定期的又は不定期にモニタリング及び内部監査を実施する。

3. 不正に係る通報窓口及び通報者の保護等

(1) 通報窓口

不正に係る通報窓口は、学内監査室とする。

(2) 通報者の保護

公的研究費の不正について通報した者に対しては、通報を行ったことを理由に不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、当該通報が不正の目的をもって行われた場合は、この限りではない。

(3) 不正に関与した業者への対応

調査の結果、不正な取引に関与した業者について取引停止等の処分を行うものとする。

4. 研究者等の意識向上

(1) 不正防止計画の周知

公的研究費の不正防止を図るため、学内において不正防止計画を周知し、法令順守の意識を徹底する。

(2) コンプライアンス教育

公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員にどのような行為が不正に当たるのか、コンプライアンス教育を実施する。

具体的な事例、機関への影響、運用ルール、手続き、告発等の制度等の遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。

(3) 誓約文書の提出

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費が採択された場合、関係ルールを遵守し、不正を行わない旨の誓約書を提出する。

5. 不正防止計画の点検・見直し

不正防止計画については、不正発生要因の把握と分析を進め、文部科学省からの情報提供や他大学等における対応等も参考にしつつ、点検・見直しを行うこととする。

この不正防止計画の改廃は、学長が決定する。